

介護保険制度 どう変わる？

第2回

平成二十七年からの介護保険制度の改正について五回に渡りお知らせするコーナーです。

二回目となる今月号では、「一定以上所得者の利用者負担の引き上げ」と、「施設入所向けの食費・居住費の補助条件の見直し」について、お知らせします。

(1)一定以上所得者の利用者負担の引き上げ
制度開始以来、介護サービスを利用した場合、所得に関わらず利用者負担を一部としてきました。

平成二十七年八月から一定以上の所得のある方は、利用者負担を二割に引き上げます。
一定以上の所得のある方は、六十五

歳以上の被保険者のうち、合計所得金額が百六十万円以上(単身で年金収入のみの場合、二百八十万円以上)の方です。

なお、二割負担となるかどうかは、世帯ごとではなく個人ごとの所得状況で判断します。

(2)施設入所向けの食費・居住費の補助条件等の見直し

●補助条件の見直し

現在、住民税非課税世帯の方が、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などで介護サービスを利用した場合、食費・居住費の一部補助が受けられます。

平成二十七年八月からは、利用者が住民税非課税世帯という条件以外に、次の①②も条件に加わります。

①利用者の配偶者が住民税非課税者であること(世帯分離している場合も含む)。
②預貯金等が単身の場合は一千万円以

下、夫婦の場合は二千万円以下であること(現段階の予定)。預貯金等には、現金・預貯金・信託・有価証券などが含まれ、生命保険・貴金属・その他の動産などは対象外です。

●補助段階の決定方法の見直し

食費・居住費の一部補助が受けられる場合、従来は合計所得金額と課税年金収入額で、補助額の段階を決定していました。

平成二十七年八月からは、合計所得金額と課税年金収入額以外に非課税年金(遺族年金、障害年金)も勘案して補助段階を決定します。

このような利用者負担や補足給付の見直しは、急激な保険料上昇の抑止、現役世代の過度な負担の軽減、高齢者世代内の負担の公平化などを目的としています。

▼問合せ 福祉課高齢者・介護係 28・0100

相 談

●よろず相談

と き 1月21日(水)
午後1時～午後3時
ところ 役場3階会議室3
相談員 行政相談委員
人権擁護委員
問合せ 総務課総務・防災係 28・6003
福祉課福祉・少子係 28・0912

●消費生活相談

と き 1月21日(水)
午後1時～午後3時
ところ 役場3階会議室3
相談員 消費生活相談員
問合せ 都市計画課地域振興係 28・2463

●心配ごと相談

と き 1月20日(火)
午後1時30分～午後3時
ところ 総合福祉センター
しいの木2階 相談室
相談員 民生児童委員
問合せ 社会福祉協議会 29・0002

●いのちの相談

「いのちの電話」(通話無料)
受付時間 毎月10日
午前8時～翌日の午前8時
0120・738・556
「名古屋いのちの電話」(通話有料)
受付期間 24時間いつでも
052・931・4343
問合せ 福祉課福祉・少子係 28・0912

●教育相談

と き 月曜日～金曜日(祝日除く)
午前9時～午後4時
0120・28・7867
ところ 新米学習等供用施設
相談員 町教育相談員
問合せ 学校教育課学校教育係 28・2211

●家庭児童相談(※要予約)

と き 1月16日(金)
午後1時～午後3時
ところ 保健センター2階 研修室
相談員 愛知県家庭相談員
問合せ 保健センター 28・3150

●子育て相談

と き 月曜日～金曜日(祝日除く)
午前10時～午後3時
ところ 各保育園
相談員 町保育士
問合せ 豊山保育園 28・2888
富士保育園 28・3459
青山保育園 28・3562

●しいの木児童センター子育て相談

と き 1月16日(金)
午前10時30分～午前11時30分
ところ しいの木児童センター児童クラブ室
相談員 愛知県家庭相談員
問合せ しいの木児童センター 39・0114

●身体障がい者等相談

と き 1月13日(火)
午前10時～午前11時30分
ところ 総合福祉センター
しいの木2階 相談室
39・0776(電話相談可)
相談員 身体障害者相談員・知的障害者相談員
問合せ 福祉課福祉・少子係 28・0912

●母子家庭自立支援・就業相談

と き 1月13日(火)
午前10時～午後3時30分
ところ 役場1階 相談室
相談員 愛知県母子自立支援員
問合せ 福祉課福祉・少子係 28・0912

●女性相談

と き 1月15日(木)
午前10時～午後3時30分
ところ 役場1階 相談室
相談員 愛知県女性相談員
問合せ 福祉課福祉・少子係 28・0912

「町長との対話」を行います

町長が住民の方々から直接、町政に関してご意見を聴く機会です。

一組につき、三十分の時間で、町長とお話ししていただきます。

▼と き 一月三十日(金)午前九時～正午▼ところ 役場1階 監査委員室▼対象 町内に在住・在勤の個人または五人までの団体▼募集数 六組(応募者多数の場合は抽選)▼締切り 一月十五日(木)▼申込み・問合せ 総務課企画財政・情報係 ☎28・0913